

大崎上島町総合教育会議設置運営要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が連携し、地域の実情に応じた教育行政を推進するため、大崎上島町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に定める構成員（以下「構成員」という。）の事務の調整を行う。

(1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 町長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 町長は、前項の通知を行った場合は、遅滞なく、当該通知に係る事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

(議事進行)

第5条 会議の議事進行は、町長が行う。

(会議の非公開)

第6条 町長は、会議の議事が、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、会議を非公開とする。

2 前項の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。ただし、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を非公開とする場合は、この限りでない。

(会議の傍聴)

第7条 会議の傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 町長は、法第1条の4第7項の議事録に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者(傍聴人を除く。)の氏名
- (3) 議事及び議事に係る出席者の発言
- (4) その他町長が必要と認めた事項

2 町長は、議事録を作成したときは、これを公表するものとする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、教育委員会事務局総務課に置く。

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年9月25日から施行する。